

「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者のみなさんへ

☆『採用候補者決定通知』の、2.「採用候補者となった奨学金の内容について」の詳細表

→ 「利用条件」欄の右端、「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）の欄を確認してください。

○『採用候補者決定通知』に「『国の教育ローン』の申込：不要」と記載されている

「入学時特別増額貸与奨学金」について、「国の教育ローン」の申込みが不要と認定されています。「進学届」のインターネット入力で、「入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか」という質問に「はい」と回答すれば、貸与を受けることが可能です。

○『採用候補者決定通知』に「『国の教育ローン』の申込』：必要」と記載されている

① 「国の教育ローン」に申込みを行い、すでに融資を受けた場合

「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることはできません。「進学届」のインターネット入力で、「入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか」という質問に「いいえ」と回答し、特別増額を『辞退』してください。

② 「国の教育ローン」に申込みを行い、融資を断られた場合

「進学届」のインターネット入力の、「次のどちらかをお選びください。」という質問で、【あなたの保護者等は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込みしたが、審査の結果、融資を受けられなかった。】を選択してください。また、次の「あなたの保護者等が、日本政策金融公庫から受領した「融資できない旨が記載された日本政策金融公庫発行の通知文」の日付を入力してください。」の項目で、誤りなく日付の入力をしてください。

③ 「国の教育ローン」の申込要件に該当せず、申込みできなかった場合

「進学届」のインターネット入力の、「次のどちらかをお選びください。」という質問で、【日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込みしようとしたが、申込要件に該当せず、申込できなかった。】を選択してください。また、次の「あなたの保護者等が「国の教育ローン」を申込できないことを日本政策金融公庫へ確認した日付を入力してください。」の項目で、誤りなく日付を入力してください。

※「国の教育ローン」の申込・審査の内容で、虚偽の申請をした場合は、入学時特別増額貸与奨学金の全額を返金することになります。

以上